

常務理事会（令和8年度第2回）議題

日 時：令和8年4月21日（火）午後1時30分～4時30分（予定）

場 所：日薬第二会議室

議 題

I. 協 議

1. 確認事項

2. 協議事項

- (1) 令和7年度事業報告取りまとめの件
- (2) 今期の各委員会・職域部会の取りまとめと次期への申し送り事項に関する件
- (3) 令和9年度予算・税制改正等要望事項の件
- (4) 令和8年度第2回理事会に関する件
- (5) 令和8年度第1回都道府県会長協議会に関する件
- (6) 薬機法改正（2年内施行関係）に関する件
- (7) その他

II. 報 告

1. 議事録

- (1) 令和8年度第1回常務理事会（R8.4.7）
- (2) 令和8年度第1回理事会（R8.4.14）

2. 諸通知

- (1) 令和8年度診療報酬改定に関する通知の発出について（その2）（R8.04.07）
- (2) 中東情勢を踏まえた医療機器等の安定供給に関する協力依頼（周知）（R8.04.07）
- (3) 「令和7年度厚生労働省委託事業における作成物及び調査結果等の公開について」の発出について（周知依頼）（R8.04.07）
- (4) 令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（R8.04.07）
- (5) 処方箋情報送信端末「NB-Station」の導入に係る連携について（R8.04.07）
- (6) 総会議事運営委員会委員の推薦について（依頼）（R8.04.08）
- (7) 令和8年度日本薬剤師会学校薬剤師賞、学校薬剤師活動協力者への感謝状授賞候補者の推薦方依頼について（R8.04.09）
- (8) 一般の方向け啓発資材 医療・健康情報の「鵜呑み禁止！」について（R8.04.09）
- (9) 現下の中東情勢を踏まえた「医療機関等における医療機器及び医療物資等の供給に関する情報提供窓口」の周知依頼。（R8.04.09）
- (10) 一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について（R8.04.09）
- (11) 第十九改正日本薬局方の制定等について（R8.04.10）
- (12) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の公布について（R8.04.13）
- (13) 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行等に伴う再生医療等の各種申請等のオンライン手続サイト及び臨床研究等提出・公開システムにおける取扱いについて」の廃止について（R8.04.13）
- (14) 「被保護者健康管理支援事業の手引き（第2版）」について（R8.04.14）
- (15) 「令和8年度学校薬剤師ブロック連絡会議」の開催について（R8.04.14）
- (16) 令和7年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研修の概要について（報告）（R8.04.14）

- (17) デペモキマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（気管支喘息、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）について（R8. 04. 14）
 - (18) 「テゼペルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の作成及び最適使用推進ガイドライン（気管支喘息）一部改正について」の一部訂正について（R8. 04. 14）
 - (19) ゴールデンウィーク（5/2～5/6）における副作用等報告、不具合等報告及び予防接種後副反応疑い報告に係る受付並びに取扱い等について（R8. 04. 14）
 - (20) 令和 8 年度病院診療所薬剤師研修会の開催について（R8. 04. 15）
 - (21) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 233」の提供について（R8. 04. 15）
 - (22) 令和 7 年度未収会費のご確認について（お願い）（R8. 04. 16）
 - (23) 第 31 回アジア薬剤師会連合学術大会（FAPA2026）開催のご案内および参加意向アンケートへのご協力のお願（R8. 04. 16）
 - (24) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（R8. 04. 16）
 - (25) デペモキマブ（遺伝子組換え）製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について（R8. 04. 16）
3. 委員会等議事要旨
- (1) 薬局ビジョン委員会（R8. 3. 26）
4. 報告事項
- (1) 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会について
 - (2) 要指導・一般用医薬品等販売の総合手引きについて
 - (3) その他
 - A 社会保険診療報酬支払基金理事会について
 - B 日本医師会 健康食品安全対策委員会について
 - 日薬記者会見（R7. 4. 8）

令和7年度 第1回 薬局ビジョン委員会 議事要旨

日時：令和8年3月26日（木） 13:30～16:30

場所：日本薬剤師会 第一会議室（四谷安田ビル8階）オンライン併用。

出席者：原口副会長。上野専務理事。村杉、橋場、長津、堀越、田中常務理事。

阿部委員長。根本副委員長。遠藤、奥田、河合、竹本各委員。

※堀越常務理事、田中常務理事、遠藤委員はWeb出席。吉田委員は欠席。

議題：

1. 本委員会の所管事項について
2. 薬局のグランドデザインの検討について
3. 来期への申し送り事項について

資料：

1. 薬局ビジョン委員会の今期の活動と来期への申し送り事項について
2. 薬局を取り巻く環境変化に対応し、地域に根差した薬局がその機能を維持・継続するために（中間的整理）
別添：（仮）地域と共創する薬局の未来デザイン～2040年を見据えた業界変革と運営戦略～

はじめに、岩月会長、原口副会長から挨拶があり、村杉常務理事を司会に議事が進められた。

議題1. 本委員会の所管事項について

今期の本委員会の所管事項について、村杉常務理事より説明され、対応状況について確認を行った。

議題2. 薬局のグランドデザインの検討について

薬局を取り巻く制度や環境は大きく変化しており、我が国は人口減少・超高齢化の進行、医療資源の偏在、地域格差の拡大等にも直面している状況の中、本委員会では、地域に根差した薬局がその機能を維持し、地域住民に対して薬剤師サービスを持続的に提供できるよう、薬局運営の指針となる考え方を提示する必要があると考え、検討を行っている。

初めに、原口副会長及び村杉常務理事より、資料2「薬局を取り巻く環境変化に対応し、地域に根差した薬局がその機能を維持・継続するために（中間的整理）」及びその別添「（仮）地域と共創する薬局の未来デザイン～2040年を見据えた業界変革と運営戦略～」の案について説明され、阿部委員長の進行の下、中間的整理に向けた議論を行った。

案については、委員会の意見を踏まえ、担当役員を中心に修正等の検討を行うこととなった。主な意見は次のとおり。

<「薬局を取り巻く環境変化に対応し、地域に根差した薬局がその機能を維持・継続するために（中間的整理）」について>

- ・ 個々の薬局がどうあるべきか、目標や理想像を検討するのが本委員会の役割であり、個々の薬局が自薬局業務の振り返り・改善を行えるようなものを提示したいと検討してきた。個々の薬局が機能を維持することがベースにあって、地域の基盤整備（地域医薬品体制強化のためのアクションリスト）ができ、これらは両輪で進めていくことが必要であるという認識を伝えるべき。
 - ・ これまで日本薬剤師会が情報発信してきたことを中心に様々な情報を含めて改めて整理されたものとして、良くまとまっているのではないか。
 - ・ 「基本的な視点」の見せ方について、3点の記載順の意図を確認したい。また、具体例を含んではどうか。
- 案では、「地域における薬局のあり方」は日本薬剤師会が推進している地域医薬品提供体制の根幹、「健康サポート機能」は、薬機法改正の中で薬局のあり方に直接関わる部分（薬局にとって必要な機能として改めて検討され、法改正に至った）、「薬局薬剤師DX」は目下の転換点であることから3点を挙げている。3点いずれも大事であるが、個々の薬局が機能を発揮していく上では、地域での体制を初めに記載すべきと考え1つ目に「地域における薬局のあり方」、本来の薬局としての必要な機能であり、本委員会の所管事項でもあることから2つ目に「健康サポート機能」、続いて薬局業務全体をとらえる視点としての「薬局薬剤師DX」とした。

<別添「（仮）地域と共創する薬局の未来デザイン～2040年を見据えた業界変革と運営戦略～」について>

○位置付けに関する意見

- ・ 現場の薬剤師にとっての参考書ともいえると感じた。何かするときこの資料を参考として活用してもらおうという位置付けが良いのではないか。薬局の方向性や困ったときにどう視点を持っていくべきかというバイブル的に活用できる。
- ・ 薬局の目指してほしい姿を記載しているので、経営者だけでなく、勤務者にも読んでもらいたい。経営者・勤務者が薬剤師として感覚を共有することは重要で、これがそのきっかけになるとよい。
- ・ ターゲット層によって出し方は異なるのではないか。経営者が自薬局の業務を見直す、勤務薬剤師が経営を始めることへのきっかけにする、それぞれの視点で改めて見てみてはどうか。
- ・ 経営者でなく専門薬剤師になりたいという人もいる。例えば第一章はとりあえず立場を問わず読んでもらえるような項目建て・内容にしてはどうか。

○内容に関する意見

- ・ 薬剤師を取り巻く環境の変化が丁寧に整理されている。地域における薬剤師の役割に共感できる内容が多かった。
- ・ 若手薬剤師は、勉学の中で抱いてきた思いと現実の狭間で悩むもの。働き始

めてから、会社の指示や調剤報酬点数を意識する中で、学生の頃の想いや原点に立ち返って仕事が楽しめるような内容を付け足せたら良いと思う。

- ・ 若手薬剤師から「自分の仕事が社会にどう役立っているのか見えにくい」という声は地元でもよく聞く。「処方箋対応だけで大丈夫なのか」など不安な声はある。その点に関する内容を充実させてはどうか。

①例えば、健康サポート薬局のイベントを薬局内のスペースで実施している中で、初めはやらされていたような面もあったが、地域の人には見られており、初めは薬剤師がイベントをやっていたが、地域の人から「できることはないか？こんなイベントやらないか？」という声がかかるようになった。加えて、行政から資金補助と共に認知症カフェの依頼や広報への掲載などの声がかかり、当初のやらされている感よりも社会的価値を感じ、やりがいになっていること。

②公衆衛生の面では、薬剤師は環境と薬の両方の視点からアプローチができる。例えば熱中症対策では、利尿剤を服用している人は注意が必要であったり、在宅で訪問した際に換気方法のアドバイスをしたり、また、冬に暖房を使う場合には二酸化炭素を測定したり、減薬の提案を医師に行うこともできること。

以上のような視点など、気づきに繋がる視点を提供ができると良いのではないか。

- ・ 処方箋調剤だけでなく、様々なイベントを行うことで薬局の名前が知られ、差別化につながることもある。例えば、スポーツファーマシストの取り組みを積極的に行うことにより地域でイメージ創出がなされ、アスリートの方が多く来局するようになる等。
- ・ 薬局は薬剤師だけでなく、様々なスタッフが勤務しているが、事務専門のように役割を明確に分けるのではなく、それぞれのスタッフができることを担当していくことで薬局の機能強化になり差別化にもつながると考える。
- ・ 若手薬剤師に読んでもらおうという点で、薬剤師のキャリアデザインは入れた方が良い。3、5、10年後くらいのスパンで、薬局の中で働く人間がどう育ってどう変わっていくかを語る必要があるのではないか。
例えば、社会的課題の複合化へ対応する薬剤師はどんな経験を積みばいいのかなど、薬局の機能を語ることとその機能を担う人の成長をもう少し具体化していければよいと思う。
- ・ 悩むこと自体は成長であり、成長に生かしていく視点を盛り込んだ上で、若手だけでなく指導者に見せていけるようなものにすべき。

議題3. 来期への申し送り事項について

1) 当委員会の検討事項としてきた薬局のグランドデザインについて、「薬局を取り巻く環境変化に対応し、地域に根差した薬局がその機能を維持・継続するために(中間的整理)」及びその別添「(仮)地域と共創する薬局の未来デザイン～2040年を見据えた業界変革と運営戦略～」を、今回の委員会の議論【議題2】を踏まえ修正等を加えた上で中間的整理とし、次期に申し送ることとなった。

2) 健康サポート薬局研修 研修会 A の標準プログラム見直しについて、今期は薬学会（指定確認機関）の指摘に伴い対応が必要な事項及び都道府県薬剤師会からの希望に伴い対応が必要な事項について対応を行っており、次期は令和 7 年薬機法改正に合わせた対応が必要となることを申し送ることとなった。

第19回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会（R08.04.15）

厚生労働省は令和8年4月15日（水）午後、厚生労働省専用第21会議室（東京都千代田区）において、薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会（座長：太田茂和歌山県立医科大学薬学部教授）の第19回会合を開催した。

1. 調剤業務の一部外部委託について

事務局案が示され、これまで議論のあった四点について意見交換が行われた。

1. いわゆる直送の扱い

橋場構成員（日薬常務理事）は「薬剤及び資材、その情報・内容について個別最適化され間違いのない状態であることを、処方箋を受け付けた薬剤師が責任をもって確認し患者に提供されることが重要であること、また、地域の医薬品提供体制への負の影響につながらないという原則が反映された内容になっており賛同する」と述べた。

落合構成員（渥美坂井法律事務所）は「事務局案はバランスが取れているが、今後特区で適切に検証し、見直しの必要や遠隔販売事業等での好事例があれば参考としてほしい」「対面での説明が重要であるとの話があったが、プロセス管理が適切に行われていれば合理的な安全管理として成立する。検証の際に評価いただきたい」と述べた。

磯崎構成員（神奈川県医師会理事）は「今後は特区だけでなく医療リソースの少ない地域でのエビデンスも重要ではないか」「医薬品の直送は対人業務の充実に逆行してしまうので、薬剤師による説明の機会を残すことが必要」と述べた。

2. 特定調剤業務の範囲

橋場構成員は「対人業務の充実のための調剤業務の効率化という目的を満たすには適切と考える」と述べた。

川上構成員（日病薬副会長）は、事務局案に理解を示した上で「自動化や非薬剤師等の活用が可能な『定型的な業務』という記載について、自動化等が可能な業務すべてが『定型的な業務』に当たるわけではない。あくまで定型的な業務の一部にこれらが含まれているのであり、解釈の誤りが生じないようにされたい」と述べ、事務局より「文言については検討したい」と回答があった。

関口構成員（JACDS 副会長）は「受託側目線では、同一処方箋で一包装されないその他の薬剤をテープ等でとめる行為は煩雑であり、委託元からの手順書が複数存在することで間違いの懸念がある。ガイドライン上で対応策を明記していただきたい」と述べた。

山口構成員（COML 理事長）は「他の薬剤を組み合わせる作業が発生することで扱う範囲が一包装のみであった特区よりも広がり、薬の受渡しに時間を要するといったマイナスの側面が生じる可能性がある。今後見直しをする際には考慮する必要がある」と述べた。

落合構成員は「一定のまとまった時間を生み出すために安全性を確保したうえで他の取り揃えを加えていけるかを今後も議論していくことは重要。一部の業務を機械化することで『定型的な業務』として設計できる場合もあるのでは。エビデンスを集めて検討してほしい」と述べた。

磯崎構成員は「再一包装等の必要がある場合、医師への疑義照会などは委託元が行うのか」と質問し、事務局より「一包装の作業以外に関してはもちろん委託元が行う。」

責任の所在は委託元である」と回答があった。

3. 説明と理解

橋場構成員は「患者への丁寧な説明と理解が形骸化することなく実効性のあるものにするための基準等の作成をお願いしたい」と述べた。

山口構成員は「一部外部委託の拒否や撤回はできるのか。できるのであればその旨がわかる案内をお願いしたい」と質問し、事務局は「拒否や撤回は可能。対応したい」と回答した。

樋口構成員（恵み野訪問看護ステーション はあと 所長）は「同意を得たという記録を適切に残せるよう、誰が説明してもわかるような説明文書の作成をお願いしたい」と述べ、事務局より「記録を適切に残すことについてはガイドラインの改訂で対応したい。また、説明文書の作成は関係各所と検討していきたい」と回答があった。

4. 委託先の地理的範囲

橋場構成員は事務局案に賛同のうえ「規制当局を含む関係各所への業務負担への配慮がなされることは、この特定調剤業務が適切に実施されることに繋がる」と述べた。

川上構成員は「将来的に都道府県をまたぐ例外規定について検討する際は受託センターのように一か所に集中しないよう検討されたい」と述べた。

落合構成員は「都道府県をまたぐことは合理的な場合もあると思う。整備するのに時間を要するため、早いうちから準備を進めてほしい」と述べたほか、磯崎構成員は「全国一律ではなく、医療リソースが少ない地区に配慮し、制限をかけて検討すべき」と述べた。

事務局案については座長一任とされた。今後、改正省令のパブリックコメント等が実施される。

2. 地域医薬品提供体制構築推進事業について（報告）

厚生省事務局並びにPwC コンサルティング合同会社（事業受託企業）より、令和7年度地域医薬品提供体制構築推進事業の実施状況及び取組事例が報告された（資料2）。

橋場構成員は、「現在、全国47都道府県薬と日薬が協働して『地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト』の取組を進めているところ。それを進めるにあたっては、本予算事業の枠組みも活用させていただいた。昨年の秋以降、順次各地でスタートしてきたうちの一部を今回、ご発表いただいたと思っているが、本事業に関わらず、アクションリストの進み方は各地それぞれ、濃淡ある。まずは各地域での状況と課題の見える化が47都道府県全てにおいて進んだことが極めて重要な点と感じている。そして、我々薬局だけではなく、行政を含む関係者が、地域の実情に応じた形で医薬品提供体制の構築に向けた対応ができる素地が出来上がったと思っている」等と事業全体についての認識を示した上で、「アクションリストの取組には1～6がある。今後も継続的に、地域の実情に合った形で着実に進めていくことが最も重要と考えている。今回得られた結果も踏まえ、当会も都道府県薬と協力しながら、各地域に医薬品提供体制が構築・維持されていくことに対してサポート・リードしていきたいと考えているので、今年度以降も関係者の皆様のご理解とご支援をいただきたい」等と述べた。

藤井構成員（NPhA 副会長）は、各地域により様々な異なる課題があることに理解を示しつつ、行った取組に係る結果を追っていきながら課題の解決を図っていく必要性を述べた。また、医薬品在庫情報の共有に関し、「在庫管理、情報共有、それぞれの

地区で本当に色々なシステムが入っている。最後の課題でもあったように、本来、災害時ということを考えれば、共通のシステムで運用されるのが望ましいという提案はさせていただきたい」等と述べた上で、「共通システムを誰が主導で行うのか難しいというのも十分理解している。各ベンダーに対し、セキュリティ面もそうだが、少なくともこの情報、このセキュリティ、ここに関してはある程度寄せていく。特にデータの吐き出しというあたりは、少なくともこの形態で吐き出してくれば、万が一の時にそれを吸い上げて活用することができる。そういったことは少なくともベンダーに対してお願いすることはできるのかと思う。共通である部分は確実に共通化していくような働きかけをするということも、ぜひ取り組んでいただきたい」等と意見し、落合構成員・三澤構成員（慶應薬教授）も同調した。

これに関しては厚労省事務局より、「各団体同士課題を議論いただきつつ、良い方策があれば我々にも提案いただきたいという部分はある」とコメントがあり、また、橋場構成員より「既に何十年にもわたってシステムを率先してやっている地域もあるし、今回初めて実施した地域もあるなど、地域事情が全然違うので、全国統一を急に進めるというのは難しい。フォーマット等、必要なものは合わせていく必要あるのだろうと思うが、そういった地域事情というところは丁寧に議論をしていく必要がある」等と述べた。

宮川構成員（日医常任理事）は、地域医薬品提供体制の構築に係る日本チェーンドラッグストア協会の考えについて質問し、関口構成員は、「基本的なスタンスとして、JACDS としては公式に発表しているが、日薬のアクションリストに関しては協力体制をとっていくということを決めている。その中で、地域での協力体制というものは、個々の薬局の中では出来上がっていると思う。それを個社・チェーンとして、またその地域の薬局としてどのように組み込んでいくかの問題かと思う。どこまでできて何ができないのか、また問題点もそれぞれあるかと思うが、しっかりと協会としても対応していきたいと考えている」等と述べた。

磯崎構成員は、令和8年度から策定が始まる新たな地域医療構想に関連し、薬剤師側からも二次医療圏ごとの課題について積極的に提示し、解決方法を検討・地域医療構想に反映していくことの必要性を述べた。

以上

第19回 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

議事次第

日時：令和8年4月15日（水）14:00～15:30
場所：厚生労働省 専用第21会議室（17階）

議 題

1. 調剤業務の一部外部委託について
2. 地域医薬品提供体制構築推進事業について（報告）
3. その他

[資 料]

資料1 調剤業務の一部外部委託について
資料2 令和7年度地域医薬品提供体制構築推進事業について（PwC コンサルティング合同会社提出資料）

参考資料1 開催要綱

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会構成員名簿

飯島 裕也	イイジマ薬局
磯崎 哲男	神奈川県医師会理事 小磯診療所所長
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
◎太田 茂	和歌山県立医科大学薬学部教授
落合 孝文	瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
川上 純一	一般社団法人日本病院薬剤師会 副会長
小林 百代	さかうえ薬局
関口 周吉	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 副会長
富田 健司	同志社大学商学部教授
中島 真弓	東京都保健医療局健康安全部薬務課長
橋場 元	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
花井 十伍	特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権理事
樋口 秋緒	社会医療法人北晨会 恵み野訪問看護ステーション はあと 所長
藤井 江美	一般社団法人日本保険薬局協会 副会長
○三澤 日出巳	慶應義塾大学薬学部教授
宮川 政昭	公益社団法人日本医師会常任理事
矢野 育子	神戸大学医学部附属病院薬剤部 教授
山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事

（五十音順：敬称略）

◎座長、○座長代理

調剤業務の一部外部委託について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

調剤業務の一部外部委託（1. いわゆる直送の扱い）

事務局案

- 以下の理由から、**現時点では、いわゆる直送を実施可能とすることは適切ではない。**
 - ・特区において、一包化された薬剤のいわゆる直送の実施に向けて、様々な技術的な課題^(注)を今後検証予定であること
(注) ①データ送信のためのフォーマット・連携インフラ整備、②薬袋作成のルール整備、③画像確認だけでなく確認方法の必要性等
 - ・最終鑑査は、取揃えの正確性のみではなく、処方内容の妥当性や薬歴との整合性の確認などの確認も必要であり、薬剤師の手元に薬剤がない状態で鑑査の一部を分離して実施することは、これまでに十分な技術的な蓄積がなく、調剤過誤を誘発するリスクが払拭できていないとの意見があったこと
- いわゆる直送が実施可能かは医薬品の安全使用に関連する内容であることから、**今後、特区での実証やその他エビデンスの取得が行われた場合には、その結果を踏まえてその取扱いを検討する。**
- また、いわゆる直送を可能とする場合は、委託薬局及び受託薬局に必要な技術的基準をガイドライン等で適切に規定することが必要。







【総論】

- 薬機法の条文及び制度部会取りまとめ等を踏まえれば、調剤の一部外部委託の範囲の要件は次のようなものが考えられる。
 - (1) **医薬品の安全使用を前提とした、医薬品アクセスが確保される必要がある。** 医薬品アクセスには、患者個人のアクセスに加え、地域における供給体制が含まれる。
 - (2) **医薬品等の適正使用（情報提供及び指導の質の向上）に資するような調剤の業務の効率化により対人業務のための一定のまとまった時間が生み出される。** まとまった時間を生み出すためには、自動化や非薬剤師等の活用が可能な「定型的な業務」である必要がある。
- (参考条文) 薬機法第9条の5 薬局開設者は、薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の質の向上を図るために調剤の業務の効率化を行う必要がある場合は、特定調剤業務（調剤の業務のうち当該業務に著しい影響を与えない定型的な業務として政令で定める業務をいう。）について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める要件を備えている薬局の薬局開設者に委託することができる。

【各論】

- ① **一包化（計量による調製を含むものを除く）**
 - 一包化は作業に非常に手間がかかり、外部委託によって高度な自動機器を活用することにより負担軽減とミスの低減の両立が図られるという理由等から、令和4年のワーキンググループのとりまとめでは一部外部委託の対象とされている。
 - これまでの議論及び特区での実証事業の検証等を踏まえ、**一包化は特定調剤業務の範囲に含める。**
- ② **同一処方箋で一包化されないその他の薬剤（一包化指示のある処方箋と同一の処方箋で一包化されない薬剤）のうち、一包化した薬剤と同一時点での服薬を前提とした他の薬剤を組み合わせる作業（※）**
 - ※一包化した被包に散剤・顆粒剤の分包された製品や吸湿性等の問題で一包化できない錠剤・カプセル剤をテープ等でとめる作業
 - 以下の理由から、**特定調剤業務の範囲に含める。**
 - ① 一包化した被包にテープ等でとめる作業は機械化が前提ではないものの、服用時点が一定間隔であるなど定型的な作業であり、外部委託した場合に委託薬局の負担軽減が見込まれること
 - ② 薬剤の性質上一包化はされないが同一服用時点での服用が想定されており一包化された薬剤の別包であること、さらに、これらを一包化された薬剤ととりまめることは、患者の飲み忘れや飲み誤りを防止し、患者自身による服用や服薬管理の向上の観点で医療上の有用性が認められること
 - なお、現在のガイドラインは機械を用いない取揃えを念頭にしたものではないことから、同ガイドラインを改訂する。
- ③ **その他の薬剤の取りそえ作業**
 - ①、②以外の取り揃えの業務については、様々な薬剤があり定型化し得るかどうか実証されておらず、対物業の効率化に繋がるか現時点では不明であるため、**特定調剤業務の範囲に含めない。**
 - 特区での実証やその他エビデンスの取得が行われた場合には、その結果を踏まえて外部委託の是非を検討する。

薬剤の一包化、取揃えの代表的な薬剤の種類等

作業の種類	代表的な薬剤の種類
① 一包化 （計量による調製を含むものを除く） 	 錠剤、カプセル剤 (PTP製剤)
② 一包化した薬剤と同一時点での服薬を前提とした他の薬剤との組み合わせ  例：一包化した被包に散剤をテープ等でとめる作業	一包化した薬剤と同一時点での服薬を前提とした薬剤 （散剤・顆粒剤の分包された製品や吸湿性等から一包化できない錠剤・カプセル剤） 
③ その他（②以外の薬剤の取揃え）	a: 経口投与以外のもの（例：湿布、軟膏、点眼剤、注射剤等） b: 錠剤、カプセル剤で②以外のもの（例：頓服剤、同一時点での服用だが一包化の被包と組み合わせないもの）  湿布 軟膏
③ その他（例：在宅患者向け一包化以外の様々な薬剤の取揃え）	錠剤、カプセル剤 (PTP製剤)  散剤 湿布 軟膏

調剤業務の一部外部委託（3. 説明と理解）

4. これまでの主なご意見 ※事務局にて主な意見をピックアップし、要約したもの

第17回検討会

- 文書を用いて外部委託フローをわかりやすく説明すべき、委託する理由や責任所在等を明確化すべき。署名よりも患者等の理解の確保を重視した仕組みにすべき。
- 事前説明は大事だが、時間がかかりすぎてむしろ手間が増えてしまえば、外部委託の利用が広がらない。例えば、電磁的記録保存を含む電子的同意の導入等により負担を軽減できるのではないか。
- 説明・同意の煩雑化で本来の説明時間が圧迫されないようにしてほしい。
- 患者からの同意取得は効率的に簡素化すべき。署名までは必要ないのでは。
- 初回時は署名まで求めるべきではないか。
- 外部委託は薬局の都合であり、きちんとした説明と理解が必須である。

第18回検討会

- 署名までは不要。何も理由が分からずにサインをしてしまう方が多い。それよりも外部委託とはどういうことなのか、なぜそういうことをするのか、どこが責任を持つのかということを明らかにするような文書などを渡してもらった方がよい。
- 患者への事前説明は重要であり、オプトアウトのような形は認めるべきではない。文書の同意は必ずしも必要ではないが、処方箋や調剤録に記録しておくことが大切。
- 必ずしも法的な意味で署名が必要という場面ではない。本人の意思確認と同意を得ることは、必ずしもこのような形式ではない。

事務局案

- ①これまで調剤の外部委託は行われていないこと、②患者への薬剤の交付に一定程度の時間を要することなどから、患者又はその家族に文書又は電子ファイル等を用いて外部委託を実施することを丁寧に説明し、患者が理解した上で実施する。この際、患者等の署名は必須とはしない。患者から理解を得た旨を調剤録等に記録する。
※ 患者がいつでも撤回が可能という前提で、2回目以降の外部委託も認める包括的な説明と理解を得ることは、引き続き可能とする。
- ガイドライン^(注)の関連項目の所要の改訂を行う。
(注) 調剤業務における調製業務の一部外部委託における医療安全確保と適正実施のためガイドライン

9

調剤業務の一部外部委託（4. 委託先の地理的範囲）

事務局案

- 以下のような意見等を踏まえ、委託先の範囲については同一の都道府県内とし、都道府県をまたぐ委受託の例外規定は改正法の施行時点では設けないこととする。
 - ・調剤業務の一部外部委託と同日に施行される予定の「遠隔管理による販売制度」でも同様の課題が挙げられているが、まずは同一都道府県内で制度を導入することとされていること（参考）
 - ・現状は、2つの制度とも、都道府県をまたいだ自治体間の情報共有・連携のための仕組みや体制がなく、法施行まで残り1年で自治体間の連携を図ることは困難であり、仮に実施すれば現場に強い負担を強いるとともに、適切な監視・指導を実施できないおそれがあること。
- (参考) 遠隔販売による販売制度について、法施行時に都道府県をまたぐ委受託を行わないこととする理由
- ・自治体毎に独自のシステムで許可台帳・監視情報を管理しており、リアルタイムで他の自治体と情報共有する仕組みはなく、また、他県の自治体とつながりがほとんどないため正確かつ迅速な情報共有が困難であり、都道府県を越えた許可・監視指導を適切に実施することが困難であること。
 - ・許認可は自治事務であり、自治体によって許可・監視指導の運用が異なるため、許可権者が異なる場合、自治体間で齟齬が生じないように、統一的な基準の設定が必要であること。
 - ・関係する自治体の数が多くなるほど情報連携、台帳管理、役割分担、違反発見時の対応方針の協議や監視指導の調整等が複雑となり、迅速で効果的な監視指導が実施できない恐れがあること。一方、同一都道府県内であれば、平時より、保健所設置市との間で意見交換や情報共有の場を設けているため、実務運用上のすり合わせが整えば対応可能と考える。
- その上で、遠隔管理の販売制度においては、地理的制限の見直しを「法施行後2年以内に結論、結論を得次第速やかに措置」することとされていることを踏まえ、調剤業務の一部外部委託についても一体的に対応する。

(参考) 以下の理由から、同一三次医療圏を同一都道府県内に変更しても問題ない。
・北海道内には三次医療圏が6つあるが、その他の都府県内の三次医療圏は1つ。
・北海道に確認したところ、同一都道府県内とした場合でも適切に監視指導が可能との回答があった。

厚生労働省委託

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 について



厚労省作成資料 **令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業** (予算額: 3.1億円)

○本事業では、各地域の医薬品提供体制の構築・維持に関する取組を推進。
 ○事業は、全国事業（A申請）とモデル事業（B申請）の2区分で実施。B申請では、横展開のための方策も検討。A申請は全47都道府県、B申請は10地域で実施。
 ※B申請例：①在宅地域連携薬局グループの構築・拠点薬局の設置、②退院時カンファレンスへの薬剤師参加促進・情報共有ポータルサイトの構築等、③医師会・行政等と医薬品提供体制の在り方の協議体の設置

事業の目的

- ・地域において国民が必要とする医薬品を提供できる体制の構築・維持する観点から、**各地域の医薬品提供に関連する取組の推進**（例：地域で流通する医薬品情報・在庫情報等の把握・共有、在宅医療における医薬品提供体制に係る取組）
- ・モデル地区での都道府県薬剤師会による**地域の实情に応じた課題の把握、医薬品の提供体制に関する地域の取組の実施し、課題の解決策の分析、横展開のための方策を検討**する。

事業の枠組み 全国事業（A申請）とモデル事業（B申請）の2区分に分けて実施。

区分	事業内容	採択課題数
全国事業 (A申請)	①地域における薬局機能の把握、情報発信体制の整備、体制整備に係る他職種・行政等からの相談窓口の設置 ②夜間・休日輪番制に対応できる薬局の整備・維持 ③地域で流通する医薬品情報・在庫情報等の把握・共有 ④在宅医療における医薬品提供体制に係る取組 ⑤離島・へき地の医薬品提供体制に係る取組 ⑥医薬品提供体制に係る多職種連携に関する取組 ⑦その他地域の医薬品提供体制を踏まえて必要と考えられる取組	47課題
モデル事業 (B申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル地区を設けて地域における医薬品提供体制の構築に取り組み、地域薬剤師会による課題・解決策の分析及び横展開のための方策を提案（課題例） ✓在宅地域連携薬局グループを構築し、拠点薬局を設置（埼玉県さいたま市、新座市、川越市、上尾市・伊奈町、飯能市・日高市） ✓退院時カンファレンスへの薬剤師参加促進、情報共有ポータルサイトの構築、麻薬譲渡体制の整備等を実施（鹿児島県南薩薬剤師会・大隅三地区薬剤師会） ✓医師会・行政等と医薬品提供体制の在り方の協議体を設置（愛知県東三河北部地区） 	10課題 2

A申請(全国事業)の取組み概要

(※47都道府県から5府県のを抜粋)

3

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー (栃木県薬剤師会)		区分:	A申請	B申請					
		対象事業:	1	2	3	4	5	6	7
背景・目的									
<ul style="list-style-type: none">✓ これまで当薬剤師会では、地域の薬局の開局時間・時間外対応の状況をとりまとめ、夜間・休日対応が可能な薬局リストとしてホームページに掲載するなど、地域の医薬品提供体制に係る情報の公開や、研修会等の開催による在宅医療対応力の強化等について取り組んできていたところである。しかし、県内では人口減少が急速に進んでいる地域もあるなど、地域において限られた資源を有効かつ適切に活用し、必要な薬剤師サービスを継続的に提供できる環境を整えることが課題である。✓ そこで県内12の各地域薬剤師会が、地域の課題を抽出、分析し、課題解決に向けた取り組みを進めることで、地域における医薬品の提供体制の構築を目指す。									
主な実施内容					これまでの成果・効果、今後の展望等				
<ul style="list-style-type: none">・全地域薬剤師会(12地域)が地域課題を踏まえ事業を実施・事業は非会員も含めて実施【情報発信体制への対応/ホームページ、ガイドブックの作成等】✓ 地域薬剤師会のホームページやガイドブックを作成することで、薬局の機能に関する情報を発信✓ ホームページのリンク等を利用し、行政、医師会等と情報共有【地域で流通する医薬品情報・在庫情報等の把握・共有への対応/地域医薬品情報共有システムの構築等】✓ 流通する医薬品の在庫や流通状況を把握するため、地域医薬品情報共有システムを導入✓ アンケートによる医薬品情報・在庫情報等の把握、共有【へき地の医薬品提供体制構築への対応/行政と連携したオンライン服薬指導の実施等】✓ 行政等と連携して、オンライン服薬指導が必要な患者を抽出✓ 公民館にオンライン設備を整え、周辺患者に対して公民館でのオンライン服薬指導を実施					<ul style="list-style-type: none">【成果・効果】✓ 非会員を含む薬剤師、行政や多職種に医薬品供給に係る地域課題が認識された。✓ ホームページの作成等による情報発信の強化✓ システムの導入による地域医薬品情報の共有【課題・今後の展望】✓ 行政等と連携した協議会等の開催などにより、引き続き地域課題の解決に向けた取組を進める。✓ 導入したホームページや情報共有システムの更なる機能の充実を図る。				
実施体制									
<ul style="list-style-type: none">✓ 栃木県薬剤師会：地域事業の取りまとめ・支援等✓ 全地域薬剤師会：事業の企画立案、実施等✓ 栃木県：地域会議等への出席、助言等✓ 関係市町、団体等：地域会議・研修会への参加等									

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（岐阜県薬剤師会）

区分： **A申請** B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ これまで在宅訪問に関する資質向上と多職種連携に取り組んできたが、地域の薬局機能や場面に応じた医薬品提供などに課題があるため、多職種団体とも協議して、対応可能な薬局情報の収集・提供体制と医薬品供給体制の整備に取り組んだ。

実施内容

【薬局機能と医薬品供給体制整備への対応／システム導入による薬局機能と医薬品情報の把握（岐阜県薬剤師会）】

- ✓ 薬局・地域でのアクションリストの点検・現状把握と対応検討
- ✓ 薬局機能の把握とリスト化、夜間・休日の薬局機能の定期的な更新体制の整備を実施
- ✓ 地域医薬品情報共有システムの選定と地域薬剤師会への先行導入

【地域薬局機能の戦略的可視化と医療連携強化による持続可能な医薬品供給体制の確立（岐阜市薬剤師会）】

- ✓ 地域内全薬局を対象として薬局機能の体系的把握とリスト化及び視認性の高い情報を公開
- ✓ 夜間・休日や災害時等の急性期の薬剤リストの作成と可視化
- ✓ 医師会等医療関係団体・主要病院・行政との医薬品情報の共有と多職種連携による医薬品供給体制の整備

【週末の新規麻薬投薬への対応／地域の麻薬小売業者間譲渡の活用とグループ化（大垣薬剤師会）】

- ✓ 地域内の多職種を対象として、麻薬供給体制に関する協議を実施
- ✓ 麻薬取扱いに関する手引きを作成、薬剤師・多職種と共有するとともに公開
- ✓ 麻薬小売業者間譲渡許可のグループ化により地域全体をカバー

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 分譲システム参加薬局率78.4%（県薬）
97.9%（岐阜市薬）
- ✓ 麻薬小売業者間譲渡グループ化 16→44薬局

【課題・今後の展望】 全体的な展望

- ✓ 分譲システムの運用を継続するとともに、地域内薬局、他地域薬剤師会への導入拡大を図る。
- ✓ 地域における医薬品情報を活用して地域フォーミュラ等を検討する。
- ✓ 多職種・団体との連携を促進する。

実施体制

- ✓ 岐阜県薬剤師会：総括、企画立案、県内全域への薬局機能・流通医薬品情報の把握、発信体制の整備と高山市薬へのシステム導入
- ✓ 岐阜市薬剤師会：多職種団体と連携しつつ薬局機能の把握発信、地域医薬品情報システムの導入
- ✓ 大垣薬剤師会：在宅における麻薬提供体制の整備 大垣医師会等との連携

5

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（京都府薬剤師会）

区分： **A申請** B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ これまで当薬剤師会（以下「当会」という。）では「薬局機能一覧のホームページ掲載」、「医薬品在庫検索システムの運用」、「休日当番薬局の輪番制作成」、「在宅医療・多職種連携」について取り組んできていたが、地域住民や行政への周知、ホームページの視認性、地域の薬局間および他職種との連携の強化などが課題であった。
- ✓ そこで地域の薬剤師会とも連携しながら上記課題の解決に取り組み、医薬品の提供体制を構築することを目的として実施した。

実施内容

【薬局機能一覧等の視認性の低さへの対応／地域における薬局機能の把握（リスト化）・地域での活用、体制整備に係る他職種・行政等からの相談窓口の設置】（全域、非会員含む）

- ✓ 京都府薬剤師会ホームページを改修し、機能を拡充
- ✓ リフレットを作成し、行政・多職種へ周知
- ✓ 地域薬剤師会ホームページの作成及び相談窓口設置を推進

【近隣薬局の医薬品在庫検索システム構築への対応／地域の医薬品情報の把握・共有】（全域、非会員含む）

- ✓ 現状の医薬品情報共有システムの運用と推進

【地域での医療資源の有効活用への対応／地域の医療体制と薬局機能の分析・課題発掘及び対応策の検討（地域／場面ごとに検討）】（全域、会員のみ）

- ✓ 当会にて医療機関・訪問看護・薬局機能のリストを作成し、地域薬剤師会へデータ提供を行うことで、課題抽出・対応策検討を支援

【夜間・休日等の薬局における医薬品提供体制構築対応／休日・夜間における医薬品提供体制の構築・強化】（全域、非会員含む）

- ✓ 救急医療体制（1次・2次）のリスト化
- ✓ 夜間休日等の当番薬局一覧を収集し、公開準備を進めた

【地域の薬局における在宅患者への医薬品提供体制及び在宅医療提供体制の整備対応／在宅医療における医薬品提供体制に係る取組（医薬品提供体制に係る多職種連携を含む）】（全域、会員のみ）

- ✓ 当会にて全薬局にアンケートを実施し、在宅医療対応薬局の機能を整理、退院時カンファレンス・多職種会議の参加状況を把握。データを地域薬剤師会へ提供することで、課題抽出・対応策検討を支援
- ✓ 在宅医療・多職種連携の研修会を開催

【へき地、薬局がない地域への対応／離島・へき地、薬局がない地域への対応に係る取組】（全域、会員のみ）

- ✓ 地域薬剤師会にて無薬局地域でのオンライン服薬指導・訪問薬剤師による対応状況を把握
- ✓ 今後の無薬局地域増加に備えた情報を収集

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ ホームページの改修により閲覧数が増加 1,535件（令和7年8～9月）→ 1,878件（令和7年12～令和8年1月）
- ✓ 医薬品情報共有システム登録薬局が450件 → 495件に増加。
- ✓ 在宅医療・多職種連携の研修会の研修会を計16回開催

【課題・今後の展望】

- ✓ 医薬品情報共有システムの刷新
- ✓ 休日当番薬局の輪番制が整備途中
- ✓ 地域薬剤師会ホームページの整備、相談窓口の設置が一部未対応
- ✓ 地域医療体制と薬局機能の課題抽出、在宅医療・多職種連携の強化

実施体制

- ✓ 京都府薬剤師会：企画立案、制作、運営
- ✓ 地域薬剤師会：研修会開催、課題及び対策検討
- ✓ 地域の医師会、地域包括センター、病院、行政、消防署：その他協力

6

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（鳥取県薬剤師会）

区分： A申請 B申請

対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ 医薬品卸の土日祝配達停止、卸に備蓄がない場合、翌日以降の手配等、迅速な医薬品供給困難
- ✓ 高額保冷品は薬局での常備が困難
- ✓ 地域全体で安定的かつ切れ目のない医薬品供給体制を構築することが目的
- ✓ 人口減少・医療資源減少が進む中、地域住民への薬剤師サービスの継続的な提供が課題です。中部では医薬品卸の事業所撤退などがあり供給困難なケースが多い。休日・夜間および在宅医療における医薬品提供体制の強化と多職種連携の促進が必要に。そこで地域の訪問看護師・介護職とも連携しながら、医薬品の提供体制を構築することを目的として実施した。
- ✓ これまで当薬剤師会では地域住民や医療機関に対し、在宅に関連する薬局機能の情報提供を進めてきたが、利用者やケアマネージャー、各医療機関職員が、連携可能な薬局の情報を十分に把握できていない現状があった。
- ✓ 各薬局の機能を整理した「薬局機能一覧冊子」を作成・配布することで、ケアマネージャーや医療機関職員が必要な薬局機能情報を容易に入手できる環境を整え、薬局と多職種との連携を強化することを目的として実施した。

実施内容

【保冷医薬品への対応／保冷库温度管理センサーの導入】

- ✓ 保冷品の譲渡に当たり、品質管理を徹底するための保冷库温度管理センサーを設置。

【災害・停電時の医薬品供給体制構築への対応／蓄電池の導入】

- ✓ 災害・停電時にも安定的な医薬品供給体制を維持するため、太陽光パネル蓄電池を設置。

【小分け対応医薬品の選定／小分け対応医薬品リストの作成】

- ✓ 保冷品・即効型インスリン製剤を採用（当日に対応が必要）
- ✓ 緊急性の高い医薬品として、ラゲプリオ錠400mgを採用。

【事業の周知／東部圏域会員施設への案内・HPへの掲載】

- ✓ ホームページに事業の概要、小分け対応医薬品リストを掲載。
- ✓ その旨、東部支部会員施設にファックス、メールで周知。

※実施地域：鳥取県東部圏域

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 夜間・休日、停電・災害時においても継続的に医薬品提供拠点として機能できる体制の確立。
- ✓ 東部圏域内の医薬品供給網の強化。

【課題・今後の展望】

- ✓ 保冷库の卸への返却は不可のため、課題を残す。
- ✓ 次年度以降の取組
→運用実績を検証、医薬品供給データや薬局からのフィードバックを共有することで体制を継続的に改善。

【成果・効果】

- ✓ 訪問看護STとの検討会を3回実施。
アンケートには46名の回答あり、課題の抽出。
協議会では13ST中11ST参加に成功。
- ✓ ケアカフェくらよし82名の参加に成功。

【課題・今後の展望】

- ✓ 訪問看護師と共通ツールの登録・使用の促進。5つの課題に対して協議会を開催予定。
- ✓ 多職種で構成されるケアカフェくらよし運営協議会が中心となり、次年度以降もケアカフェの開催。

7

実施内容

【訪問看護師との連携への対応／鳥取県中部圏域における訪問看護師と薬剤師連携の協議会】

- ✓ 「鳥取県中部圏域における訪問看護師と薬剤師連携の協議会」を立ち上げ、薬剤師会、訪問看護師とともに意見交換をし、訪問看護師との連携における課題の抽出を実施
- ✓ 課題抽出アンケートの結果報告会を開催、今後の競技の内容を「5つの協議ポイント」に絞り、具体的な方策を協議

【介護職種との連携への対応／第25回ケア・カフェくらよし記念講演会】

- ✓ 現在行われている地域包括センター主催のケアカフェくらよしを今回薬剤師会主体で実施し、介護関係者とともに意見交換をし、在宅現場での現状の理解と課題の抽出を実施
- ✓ ACPを主題としたケアカフェの開催により多職種の意見交換を行った。

※実施地域：中部圏域

【在宅における多職種への薬局機能の周知】

- ✓ 介護支援事業所や地域連携室を有する医療機関を対象として、「薬局機能一覧冊子(以下、本冊子)」を用いた在宅における薬局機能に関する周知を実施し、本冊子の配布効果により薬局薬剤師の活用・連携についての理解が深まったか調査する。

※実施地域：西部地区

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 「薬局機能一覧冊子」の配布を通じて、薬局薬剤師の役割の整理および多職種連携への意識向上に寄与したものと評価できる。
- ✓ 相談意欲の向上という具体的行動変容が示唆されており、今後の在宅医療における薬局薬剤師の有効活用につながるのではないかと考えられた。

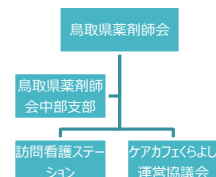
【課題・今後の展望】

- ✓ 問い合わせ・連携件数の変化および事例収集は時間的制約により実施できなかった。
- ✓ 質的・量的の両面から在宅における薬局薬剤師の役割について検証を進めていく。

実施体制

- ✓ 鳥取県薬剤師会東部支部：企画立案、運営
 - ✓ 急患医療委員会：運用管理の取りまとめと報告
 - ✓ 休日夜間薬局：小分け対応・在庫管理
 - ✓ 民間業者A：納品・返品対応
 - ✓ 民間業者B：蓄電池の設置・メンテナンス
- ※組織図は実績概要3ページ目を参照

- ✓ 鳥取県薬剤師会：企画立案
- ✓ 鳥取県薬剤師会
中部支部：計画実行
- ✓ 鳥取県中部圏域訪問
看護ステーション：協議参加
- ✓ ケアカフェくらよし
運営協議会：計画実行参加



- ✓ 鳥取県薬剤師会西部支部：企画立案、取りまとめ
- ✓ 実施委員会：冊子の企画・作成、内容確認
- ✓ 会員薬局：機能情報の提供、原案確認・修正
- ✓ 医療機関・ケアマネージャー：意見提供、活用評価
- ✓ 西部支部事務局：印刷・配布、アンケート実施・集計の補助

8

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（高知県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ これまで当薬剤師会では、在宅訪問薬剤師の養成やスキルの向上について取り組んできていたが、医療・介護リソースの高知市への一極集中や、高齢化が進む中山間地域における在宅患者への医薬品の提供や服薬管理等の在宅ニーズへの対応などが課題であった。
- ✓ そこで地域の他職種と検討会を設置し、多職種連携体制の整備、強化による医薬品提供体制等の構築を目的とすることとした。

実施内容

【事業目的の共有と地域課題の掘り起こしと事業の推進／多職種連携高知県（県レベル）検討会の設置】

- ✓ 事業目的の共有や事業を円滑に推進するため、他職種3団体の長や県行政、薬剤師会役員で組織する「多職種連携高知県検討会」（県レベル検討会）を設置
- ✓ 在宅患者への医薬品提供や服薬管理等に関する課題等のアンケート調査を実施し、結果を共有
- ✓ 報告会を開催して、各地域での検討内容の報告を受けて、次年度の取組等について確認

【地域課題への対応／多職種連携地域検討会】

- ✓ 地域課題への対応を協議する場（多職種連携地域検討会）を設置し、上記アンケート結果を基に、現状・課題を把握し、その対策等について意見交換を実施
- ✓ 実施地域（高知市支部、安芸支部、幡多支部の3地域）

【薬局機能や相談窓口の見える化／ホームページの改修】

- ✓ 薬剤師会ホームページに、アンケートや検討会の意見を反映した、他職種向けのページを設置、充実した
- ✓ 薬局機能（在宅、時間外対応等）や相談窓口の見える化

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ アンケート調査の実施（211名より回答）
- ✓ 県レベル2回、地域検討会4回、報告会開催
→行政と多職種間による、地域課題の整理と、課題解決に向けた対応策と今後の具体的取組が確認できた

【課題・今後の展望】

- ✓ 地域検討会で決定した内容の実践により、在宅患者への医薬品提供体制のさらなる強化を図る
- ✓ 特に、連携ツールを用いた事業（お薬P J）や医療DXを活用した体制整備を進める
- ✓ 薬局や薬剤師の在宅対応力の平準化を図る研修内容を検討
- ✓ 多職種間での情報共有、気軽に相談できる体制整備に向けた検討を継続

実施体制

- ✓ 別添、実施体制図（資料⑥）参照

9

B申請（モデル事業）の取組み概要 （※10都県全て）

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（埼玉県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ 「地域で流通する医薬品情報・在庫状況等の把握・共有」を系統的に実施する薬局が少なく、その弊害として在庫のない医薬品を含む処方箋が持ち込まれた際、在庫のある他薬局を探す薬局および患者の負担は計り知れない。
- ✓ これを解消するために、埼玉県薬剤師会として、利便性の高い在庫共有システムに関する情報収集を行い、在庫の共有に関する推奨メーカーを提示し、各地域において医薬品の情報共有ができる体制を構築することを目的とした。
- ✓ 在宅医療等に係る夜間・休日の医薬品提供体制の不足、訪問困難地域があるため、モデル事業により在宅対応に係る医薬品提供体制の構築・強化をはかることを目的とする。

実施内容

【システム導入への対応／情報収集】

- ✓ 在庫管理システムについて、3社から説明を受け、各システムに関する情報収集および推奨メーカーを検討

【システム導入への対応／地域薬剤師会への周知】

- ✓ 地域薬剤師会代表者を対象として、地域医薬品提供体制強化のためのアクションリストに関する説明会を開催
- ✓ 在庫管理システムに関する情報提供、問合せ対応実施

【在宅医療における医薬品提供体制の対応／HCG（在宅医療連携薬局グループ）構築事業】

- ✓ 5地域7地区にHCGを構築し、各グループに拠点薬局を設置。緩和医療における夜間休日を含む医薬品提供体制の強化。

【在宅医療における麻薬調剤・無菌調剤への対応／緩和医療研修会】

- ✓ 会員非会員を問わず全地域を対象としてオンライン研修会を実施

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 37地域のうち、30地域においてシステムを導入、稼働開始
 - ✓ 5地域7地区にHCGを構築、拠点薬局を設置し医薬品供給体制強化をはかった
- #### 【課題・今後の展望】
- ✓ 各地域薬剤師会の運営体制が異なる点が課題としてあった。
 - ✓ システム導入開始が想定より遅れ、「システムの活用実績、患者に医薬品を供給できた実績」による評価を実施できなかった。
 - ✓ 次年度以降は、実際の稼働率、運用状況を確認し、定期的な更新がなされているかを継続的に調査していく予定。
 - ✓ HCGを構築するにあたり地域によって進捗状況に差ができた。
 - ✓ アンケート結果から在宅や注射薬調製の基本的な事項及びHCG内共有事例を含めた研修会（説明会）を開催し、次年度以降は、他地域での事業を進める予定。

実施体制

- ✓ 埼玉県薬剤師会：企画立案、在庫管理システムに関する情報収集、推奨メーカーの検討、地域薬剤師会への情報提供、問合せ対応
- ✓ 地域薬剤師会（37地域）：医薬品提供体制構築のための各地域における在庫共有方法の検討、構築
- ✓ モデル地域薬剤師会（5地域）：地域ごとの検討会の開催・運営、HCGの構築、拠点薬局の設置、グループ内規約の作成、麻薬グループの届出、多職種連携会議の開催

11

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（東京都薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

【背景】

医薬品流通の混乱は収束の兆しを見せず、薬剤師には本来の業務を超えた負担や不当なハラスメントが生じている。加えて、社会の変化や医療の多様化に伴い、薬剤師には従来以上に広い視点と柔軟な対応が求められている。こうした課題と新たな期待が交錯する中、薬剤師が果たしてきた努力や役割は十分に国民、ひいては関係職種に伝わっていないという背景がある。

【目的】

薬剤師は「自分たちがしっかりと医薬品をグリップして国民が安全に医薬品を使える体制を確保する」という覚悟・誇りを持つ」を合言葉に、薬局単位にとどまらず、その力を地域全体の健康を支える原動力へと広げていくことを目指す。その実現に向け、東京都薬剤師会と地区薬剤師会という二層の薬剤師会が、これまで以上に自らの立場を過不足なく背負い、責任を果たすことで最大限の成果を挙げるために東京都薬剤師会が支援を行っている。このことにより、いままの医薬品流通障害などの課題によって妨げられている、薬剤師法第1条に掲げられた「医薬品の供給をつかさどる」という使命を、地域において揺るぎなく実践できる体制を築き上げることを目的とした。

実施内容

東京都全域を二次医療圏ごとに分け、「地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト」に基づいて地域薬局の実態調査を行い、その結果について議論する「地域医薬品提供体制強化のためのブロック会議」（以下、ブロック会議）を開催した。

ブロック会議は、2025年9月・11月、2026年2月の計3回実施した。会議のファシリテーションは、東京都薬剤師会が割り当てた、その地域とつながりがある役員が担当した。

各ブロック会議では、ファシリテーターが地域ごとの現状や課題を抽出した。その後、速やかにファシリテーターによる「都薬担当者会議」を開き、東京都薬剤師会としてフォローアップが必要な点や（別添4、5参照）、他地区にも広げるべき好事例を共有した。

このサイクルを繰り返すことで、地域の担当者は自地区の特徴や改善点を的確に把握でき、あわせて近隣地区の状況についても理解を深めることができた。

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

ブロック会議現段階で3回開催、非参加地区なし
その他は資料（別添2）参照

【課題・今後の展望】

地区ごとに事業への取組状況や理解度、地域の体制整備状況に大きな差異が存在するため、東京都薬剤師会が主体的に方向性を示し、情報共有と支援体制の強化を図りながら、地区間の格差是正および全体水準の底上げをリードしていく。

実施体制

- 東京都薬剤師会：地区担当者会議の開催、ブロック会議の開催と運営、都薬担当者会議の開催、他団体への協力要請（日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会）
- 東京都薬務課への協力要請
- 地区薬剤師会：地域ごとの運営会議開催・ブロック会議参加、都薬への報告

12

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（長野県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

人口減少社会の中、過疎化の進展、医療資源の減少などの構造的変化が進んでいる。変わりゆく社会環境の中で、地域において限られた資源を有効かつ適切に活用し、地域住民のために必要な薬剤師サービスを継続的に提供していくため、これまで各薬局の個々の努力により、また薬剤師会組織による会員相互扶助の観点で取り組んできた医薬品・薬剤師サービス提供を「地域体制」の観点から再点検・再構築する必要がある。日本薬剤師会が策定した「地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト」においても、薬局間の連携と、薬局間連携の核となる地域薬剤師会の役割が重要となることから、全国約800ある地域薬剤師会での確実な実現を求めている。医薬品提供体制強化に向け、地域の実情に応じた取り組みを推進し、各地域における課題を解決することを目的とし、地域薬剤師会と連携して取り組みを行った。

実施内容

本会では、関係行政、他職種関係団体に薬局機能リスト等の周知を行うとともに、地域薬剤師会に薬局機能リスト等の周知に必要な資料を配布した。また、県内の保険薬局（会員外を含む）に、日本薬剤師会「地域医薬品提供体制のためのアクションリスト」について周知するとともに、本事業への協力を依頼した。また、地域薬剤師会ごとに課題抽出を行い、その課題を解決するため下記事業を実施した。全地域薬剤師会に意向を確認した上で、県内14地域薬剤師会のうち下記10地域薬剤師会で事業を実施した。

- 【長野市薬剤師会】ホームページの改修
- 【北信薬剤師会】ホームページ開設
- 【上田薬剤師会】へき地の医薬品提供体制に関する取組
- 【佐久薬剤師会】医薬品共有システムの導入による医薬品情報の把握・共有、行政との連携、情報の可視化と活用（B申請事業）
- 【松本薬剤師会】医薬品共有システムの機能追加・薬局機能リストの周知
- 【安曇野薬剤師会】ホームページの改修
- 【岡谷薬剤師会】ホームページの改修
- 【諏訪薬剤師会】ホームページの改修、在庫共有システム検討
- 【上伊那薬剤師会】ホームページの改修
- 【飯田下伊那薬剤師会】医薬品情報共有システムの改修

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

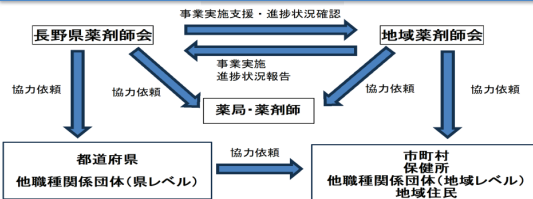
本事業により、各地域の薬局機能等についての周知を行うことで、地域における医薬品の安定供給体制が強化される。また、医療機関や薬局間の連携が円滑になり、必要な医薬品を迅速に提供できる体制が整備された。

その結果、地域全体の医療サービスの質が改善されることが期待される。

【課題・今後の展望】

各地域により課題が様々であることから、地域薬剤師会ごとに課題抽出を行ったうえで事業を実施する。次年度以降の事業実施にあたっては、持続可能なものとすることを予め共通認識として実施することとしている。

実施体制



13

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（愛知県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ 愛知県薬剤師会では令和5年3月に「愛知県薬剤師会重点事業計画2028（あいやくVISION2028）」を策定し、「愛知県薬剤師会地域医薬品提供情報共有システム（通称「アルカモネ」）」の運用を開始するなど「地域医薬品提供体制」の構築を進めているが不十分な状況にあることから、本県内における医薬品提供体制の構築を進める必要がある。

実施内容

- （全体事業） ※実施地域：県下全域（③は名古屋市東区）
- ①【「アルカモネ」の県下全域への普及促進による地域医薬品情報共有体制及び地域における薬局機能情報発信体制の構築事業】
 - ✓ 「アルカモネ」の機能強化（検索機能向上・アップロード機能向上）
 - ✓ 「アルカモネ」普及活動（パンフレット作成・説明会・薬局訪問イベント）
 - ②【地域での在宅医療等の多職種連携に係る「相談窓口薬局」構築事業】
 - ✓ 「相談窓口薬局」実態調査、「好事例集」作成
 - ✓ 推進活動 研修会開催 モデル地区で推進
 - ③【地域での薬局間連携による医療用麻薬提供体制（薬局間譲渡グループ体制）の構築事業】
 - ✓ 「医療用麻薬提供体制」実態調査、「好事例集」作成
 - ✓ 推進活動 「麻薬譲渡グループ化リスト」モデル地区で推進
 - ④【「アルカモネ」を活用した多職種連携による地域医薬品提供体制の推進事業（名古屋市東区薬剤師会）】
 - ✓ 「アルカモネ相談窓口薬局」(推進医療機関からの問合せ対応)
- （モデル事業） ※実施地域：東三河北部地区
- 【へき地等の無薬局地区等における地域医薬品提供体制の構築モデル事業】 ✓ 実態調査 検討会議開催

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 「アルカモネ」普及・機能強化
 - 地域フォーミュラの推進へ
- ✓ 「相談窓口薬局」モデル地区で推進
 - 在宅医療多職種連携の推進
- ✓ 「麻薬譲渡グループ化」モデル地区で推進
 - 麻薬提供体制構築推進
- ✓ 「アルカモネ相談窓口薬局」
 - アルカモネを活用した医療機関連携の推進
- ✓ 「へき地等の医薬品提供体制」の推進

【課題・今後の展望】

- ✓ モデル地区の成果を基に県下全域で推進

実施体制

- ✓ 愛知県薬剤師会：実態調査実施、好事例集作成 説明会・研修会開催（地域薬剤師会へ周知）
- ✓ 各地域薬剤師会：モデル地区で事業実施 地域ごとに事業実施

14

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（兵庫県薬剤師会）

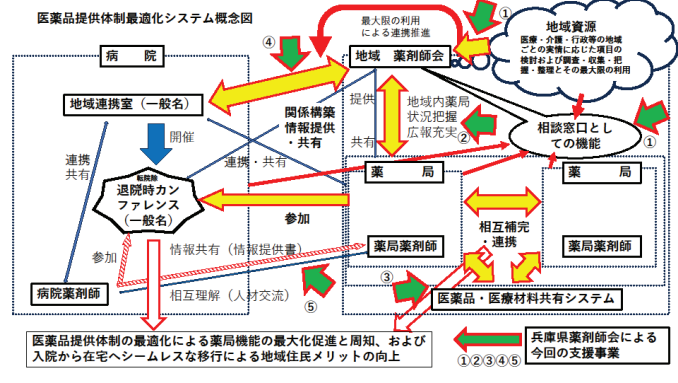
区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ 置かれている状況が違う都会部から山間部までを抱える県として利用可能な様々なリソースを33の地域薬剤師会を県薬剤師会として協力補完し、安定かつ効率的な医薬品・医療材料等も含めた供給体制の確立を目指す。
- ✓ 県病院薬剤師会が県薬剤師会に合流して9年が経つ。今後よりシームレスに連携し相乗効果を発揮することを目指す。

実施内容

- ①【地域の医療資源の調査・整理及び把握・連携のための支援】
- ②【地域の医療資源に対応する薬局機能の公表強化と連携強化を支援】
- ③【地域で流通する医薬品情報・医療材料等の状況把握・共有】
- ④【在宅医療における医薬品提供体制において薬剤師間及び多職種連携を推進するとともに住民のシームレスな在宅移行を支援】



これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 地域資源の体系的な収集・整理およびリスト化
- ✓ LICLE兵庫県が始動
- ✓ 人材交流実施、地域支援室との協議を病院薬剤師と共に3地域支部が開始した。

【課題・今後の展望】

- ✓ ホームページ改修については検討まで実施できず。次年度対応予定
- ✓ 次年度以降県下全域に向けてLICLE兵庫県を順次導入予定

実施体制

- ✓ ①②：兵庫県全域（地域支部、33薬剤師会）
- ✓ ③：兵庫県全域（西宮支部、播磨支部より開始）
- ✓ ④：地域連携：兵庫県全域（3支部（都市部：神戸支部、地方都市部：播磨支部、山間部：但馬支部より開始）
- ✓ ⑤：人材交流：兵庫県全域

15

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（奈良県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

・医薬品の品質不正問題に端を発した多くの医薬品の製造の一時停止や制限による供給不足、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の流行による解熱鎮痛剤、風邪薬などの需要の急増、さらには原料などを海外に依存している医薬品のサプライチェーンの問題による供給の遅れにより、必要な患者さんに必要な医薬品が十二分に供給されない状態が、数年来続いており、このことが薬局の本来の業務以外の業務として上乗せされ、これが2割を超えとの報告もある。地域の薬局同士が連携し、必要に応じて医薬品を融通しあう体制の構築は、今や喫緊の課題でもある。

・また、患者さんへの対人業務が増加する中、ICT化により相互連絡並びに情報共有を効率化し、これまでかかっていた業務についても、わかりやすく、かつ簡素化・効率化を図ることで、増加する一方の業務の見直しを恒常的に図ることも必要である。

・そこで、支部単位では地域の医薬品提供体制を構築することが困難なことから、県薬が主体となって体制構築を進めた。

実施内容

<現状と課題(1)>

各地区薬剤師会として、主体的に医薬品の確保のための情報共有に取り組んでいるところもあるが、一部の薬局間に限られ、またその作業に膨大な作業と時間がかかっている。

<現状と課題(2)>

これまでは地域全体の医薬品情報のリアルタイムの把握という概念が十分に浸透しておらず、したがって、医薬品の情報共有による供給システムがあっても、手間やコストに比べて有益性が認められず、薬局の参加率も低率で精度にかける状況である。

<現状と課題(3)>

薬剤師会としては会員の利益のために多くの事業を行っているが、そもそも薬局の存在意義は単に処方箋に基づき薬を調剤するだけでなく、地域の住民の健康を支える重要な役割を担うことである。医療材料等についても適宜供給が必要。

<現状と課題(4)>

薬局等において把握している退院患者等のアドヒアランスや残薬の状況、複数病院の受診状況、OTCや健康食品の服用などの情報は薬局の情報として把握しているだけで、「患者のための情報」として患者のために十分活用されていない。

- ①地域で「どこに何がどれだけあるのか」を即座に地区単位だけでなく、距離単位で把握し、必要により分譲書の発行を含め、在庫融通等に資する。本会地域連携委員会、情報委員会で検討。
- ②西和地区では、手作業で地域の医薬品情報を取りまとめ提供していたが、手間とコスト大きく、月1回の共有しかできていない。その間情報は陳腐化しており、手間とコストの割には実効性がない。この手間とコストをできるだけ排除し、セキュリティを含め、各薬局がより参加できる敷居を下げる取り組みを実施。
- ③大和高田・葛城地区で、薬局並びに訪問看護ステーションに地区の医療材料の供給等についてのアンケートを実施し、薬局・訪看でのニーズを調査するとともに、在宅医療を含め多職種と連携して地域医療に貢献するための、システム構築を行った。
- ④事前合意のトレーシングレポートの活用をはじめ、基幹病院を中心として、吸入指導や心不全患者の再入院の防止を、プラットフォームを活用し薬業連携を進めた。

これまでの成果、今後の展望等

【成果・効果】

- ようやく緒に就いただけで今後さらに多くの薬局等の導入を促す

【課題・今後の展望】

- 薬業連携や医療材料については、今回は、基幹病院として高田市立病院を地域として大和高田・葛城地区をモデル地域として選定したが、今後益々高齢化が進み、2040年問題が叫ばれる中、他の地域へも展開していく予定。

15

16

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（広島県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

本事業は、地域において住民が必要とする医薬品を適切かつ継続的に提供するための体制を「地域体制」として確立することを目的とする。とくに、薬局・薬剤師の機能を面的に把握し、地域内で共有・連携することで、在宅・夜間・休日等における医薬品提供体制を維持・強化することを目指す。地域によって薬局の対応能力（夜間・在宅・備蓄等）に偏りなく、医薬品提供における不均衡が無いよう、体制を整備・構築していく。

実施内容

1. 地域における薬局機能の把握、情報発信体制の整備、体制整備に係る他職種・行政等からの相談窓口の設置
2. 夜間・休日輪番制に対応できる薬局の整備・維持
3. 地域で流通する医薬品情報・在庫情報等の把握・共有（上限額を設ける想定。）
4. 在宅医療における医薬品提供体制に係る取組
5. 離島・へき地の医薬品提供体制に係る取組
6. 医薬品提供体制に係る多職種連携に関する取組

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ・薬局情報掲載薬局数 90%→92%
- ・周知用資料を作成し、行政と連携して配布
広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会、行政へ配布済

【課題・今後の展望】

- ・経過報告会を3回開催した結果、変更による情報更新が増加した。

実施体制

広島県薬剤師会（常務理事会・医薬品提供体制WG）

▼
地域薬剤師会（13支部）

▼
薬局群（会員・非会員）

17

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（福岡県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

福岡県薬剤師会は、2001年より「医薬品の発注・備蓄共有システム（VPCS）」を運用しており、薬局間における医薬品在庫の可視化および発注・納品情報のデータベース化を通じて、地域における医薬品提供体制の強化を図ってきた。近年、医薬品の供給不安や災害時の備えに対する関心の高まりを背景に、会員・非会員を問わず地域における薬局機能の可視化および、薬局が保有する医薬品情報を地域内の薬局間のみならず、他職種とも共有可能な体制の構築が求められている。しかし、非会員薬局の医薬品情報は把握・共有できていなかった。また、各薬局が有する薬局機能に関する情報は、アナログ的な手法により収集し、福岡県薬剤師会のホームページに公開しているものの、他職種や県民が必要とする薬局の情報を簡単に検索できるとは言い難くアップデートする必要があった。

目的

- 地域における薬局の機能および医薬品備蓄状況を明確化し、医療・介護等の他職種と情報共有可能な基盤を構築すること
- 会員薬局のみならず、非会員薬局の情報も取り込み、地域全体の医薬品情報を一元的に把握・共有できる体制を整備すること

実施内容

本システムは、会員・非会員を問わず登録薬局が無料で加入でき、導入時の費用負担という参加障壁を取り除くことで、より広範な参加と情報共有を促進する。さらに、他社製EOSとの併用が可能な柔軟設計であり、ピギーバック型により日常業務から必要データを自動取得するため、現場に新たな事務作業を発生させない。VPCS以外の発注システムを利用している薬局であっても、VPCSに必要な薬局機能情報および医薬品の納品情報を取り込み、本システム上で一元的に管理・共有できる。これにより、発注経路に依存することなく、地域内の薬局機能および医薬品備蓄状況を正確に把握することが可能となる。また、次年度以降も薬局の費用負担は無料とし、軽微な改修費は薬剤師会が負担することで、持続可能な運用体制を確立する。

これまでの成果・効果

【成果・効果】

福岡市：加入率が44.4%⇒60.3%に増加
県内保険薬局加入率55.1%⇒68.0%に増加
加入数：1614⇒2008軒

実施体制

福岡県薬剤師会：企画立案
23地区薬剤師会



16

18

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（鹿児島県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ これまで当薬剤師会では多職種連携、在宅療養継続に必要な医薬品供給体制の構築について取り組んできていたが、地理的困難性、高齢化の進行に伴う在宅医療ニーズの増大、持続可能な医療供給体制の維持などが課題であった。
- ✓ そこで地域の医療機関や医師、看護師、ケアマネジャーなどの各専門職とも連携しながらかかりつけ薬局や薬剤師の機能向上について取り組み、医薬品の提供体制を構築することを目的として実施した。
- ✓ 医療資源の豊富な地域では、医薬品供給体制や医療機関との連携の強化により地域医療へ貢献する。一方、資源が少ない地域では多職種連携を深化させ、限られた資源の最大活用を図る。

実施内容

【まちの薬局プロモーション事業】

- ✓ 地域住民向けに、かかりつけ薬局の必要性や大腸がん検査の受付など薬局が取り組んでいる身近な事業等に関する周知を実施
- ✓ 市町村ホームページとの連携、市報や広報誌への掲載

※大腸がん検査の受付実施地域：鹿児島県薬剤師会

【夜間・休日輪番制に対応できる薬局の整備・維持】

- ✓ 地域内の薬局へ、夜間・休日輪番への参加意思について調査を行い、輪番制の再構築
- ✓ AI等のデジタルツールを用いた輪番体制の効率化

【在宅医療及び離島・へき地における医薬品提供体制に係る取組】

- ✓ 訪問看護ステーションや地域包括支援センターとの連携強化
- ✓ 地理的な条件によって医薬品の供給に時間を要する地域において、麻薬の在庫がない場合でも他の薬局から迅速に譲り受けることが可能なように、麻薬小売業者間譲渡グループの広域化や譲渡許可取得の申請を行った。

※実施地域：南薩薬剤師会、熊毛薬剤師会

【基幹薬局を中心とした医薬品提供・退院時カンファレンス参加体制整備】

- ✓ 在庫共有システム「Triton」の導入・活用

※実施地域：南薩薬剤師会

【多職種協働による地域医療改善ポータルサイトの構築・運営】

- ✓ 情報発信プラットフォームとなるクローズドウェブサイト「WaLink（ワリンク）」を構築※実施地域：大隅三地区（鹿屋市・肝属・そお）薬剤師会

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 熊毛地区(離島)において、薬剤師会が主導し麻薬小売業者間譲渡許可取得の申請を行った(参加薬局数 2 → 7へ増加)
- ✓ 南薩地区において、基幹薬局薬剤師が1件の退院時カンファレンスへ同行。在庫共有システムを活用して基幹薬局が巡回を行ったことで、前年の同時期と比較して医薬品の分譲が38(うち麻薬36)件・1,341,900円分増加した
- ✓ 大隅地区において多職種合同研修会を2回開催し、参加者数120名を達成

【課題・今後の展望】

- ✓ 次年度以降、麻薬譲渡グループの再整備やデジタルツールの活用、奄美地区における「ゼロ次救急」事業を継続的に実施予定

実施体制

- ✓ 鹿児島県薬剤師会：企画立案、情報提供
- ✓ 県内の全地域薬剤師会：A申請事業実施
- ✓ 南薩・大隅三地区薬剤師会：B申請事業実施
- ✓ 県内の関係他職種：検討会、合同研修会の実施等

19

令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業 事業実績サマリー（沖縄県薬剤師会）

区分： A申請 B申請
対象事業： 1 2 3 4 5 6 7

背景・目的

- ✓ これまで当薬剤師会では、地域における医薬品の安定供給体制の整備や薬局間の連携強化に取り組んできていたが、医薬品卸営業所が無い北部地区における供給体制の確保、在庫・採用薬情報のシステム化遅延によるアナログな小分け業務の負担、さらに在宅医療を担う薬剤師・薬局不足に伴う業務の疲弊などが課題であった。
- ✓ そこで、地域の医療機関や行政機関と連携し、地域フォーミュラを策定することにより、医薬品の安定供給並びに災害対策に貢献、また医薬品在庫情報共有システム導入による在庫把握の可視化や医薬品提供体制の構築に取り組み、将来にわたり持続可能な地域医療の医薬品提供体制を構築を目的として実施した。

実施内容

【医薬品の需給調整及び小分け対応の対応】

- ✓ 医薬品在庫共有システム（システムA）の活用
- ✓ 実施地区：【北部地区】

【地域で流通する医薬品情報・在庫情報等の把握・共有】

- ✓ 医薬品情報共有システム導入に関する説明会を実施
- ✓ 実施地区：【中部地区・那覇地区】

【在宅医療における医薬品提供体制の取組みについて】

- ✓ 未経験の薬剤師・経験の浅い薬剤師対象として、在宅訪問に関する研修会を実施
- ✓ 実施地区：【中部地区】

これまでの成果・効果、今後の展望等

【成果・効果】

- ✓ 医薬品在庫共有システム（システムA）の活用により、小分け対応が可能な薬局の迅速な特定が可能となった。【北部地区】
- ✓ 医薬品情報共有システム導入のため説明会を開催
参加薬局数89薬局の応募があった【中部地区・那覇地区】
- ✓ 在宅医療に対応する薬剤師・薬局の不足から、在宅訪問に関する研修会を実施。現地：22名 WEB：47名

【課題・今後の展望】

- ✓ 地域の医薬品在庫情報の精度を上げるため、非会員を含めたシステムの導入率向上が課題である。今後行政機関とも連携し導入率向上に努める。【北部地区】
- ✓ システム契約から本格稼働までの準備期間が極めて短く、プラットフォーム提供社（民間業者A）と既存レセコンベンダーとの技術的・実務的な連携調整に時間を要した。その結果、システム稼働後のデータ蓄積及び、利用実態を詳細に分析・評価する時間が不足した。【中部地区・那覇地区】

実施体制

- ✓ 沖縄県薬剤師会：事業取りまとめ
- ✓ 地域薬剤師会：企画立案実施



20

主な課題		課題の概要	課題への対応
(1)医薬品等の提供体制	医薬品供給体制の不安定さ	供給不安時に地域内の在庫状況が把握しにくく、薬局が個別対応に陥っている ・へき地対応	・在庫情報共有の仕組みを地域（支部・二次医療圏）単位で整備 ・先行モデルを活用した段階的な横展開 （兵庫県、広島県、鹿児島県、奈良県、長野県）
	麻薬・特殊医薬品への対応	麻薬・注射薬等について、応需可能な薬局が限られている	・薬局間譲渡のルール整備（愛知県） ・地域内でのグループ化・役割分担（愛知県、埼玉県）
	災害時・緊急時の体制構築	災害時や緊急時の医薬品供給体制が未整理	・災害時医薬品のリスト化・医薬品配送経路の画一化検討（愛知県）
(2)薬局間・多職種との連携	薬局間連携の質の地域差	・地域ごとに薬局間連携の取組状況に差がある ・連携に必要なノウハウが共有されていない	・課題の見える化と先行事例の共有・共通様式・共通ツールの活用（東京都）
	在宅医療・退院支援	退院時カンファレンス等への薬剤師関与が不十分	・相談窓口の一本化（鹿児島県） ・基幹薬局等による代理・支援体制整備（鹿児島県）
	多職種連携・情報共有	医療・介護職間で情報が分断されている	・ポータルサイト等による情報集約（鹿児島県） ・多職種が参加する情報共有の場の整備（愛知県）
	人材・体制面の制約	一人薬剤師店舗が多く、人力的余裕がない	・情報の集約を容易にし、組織・運用の標準化（鹿児島県） ・地域全体で支えるバックアップ体制（鹿児島県）
(3) その他	取組への参加促進	システム等への加入・理解が進まない	・説明会・研修会の開催（福岡県） ・比較的低コストで導入可能なシステムの活用採用（鹿児島県）
	事業の継続性	地域での取組みが短期間で終わしやすい	・関係機関による継続的な協議体の設置（愛知県）

今後、これらの成果を踏まえ、他の地域への横展開を進めていく。
この際、個別の取組みを行う上で生じた具体的な課題や解決策を聴取し、それらも共有する。

令和8年4月理事会



議 題

- 1 役員選任の認可及び理事長の選定
- 2 議事
理事長特任補佐の再任（案）
- 3 報告事項
 - (1) 令和8年度監事監査計画
 - (2) 令和8年度内部監査計画
 - (3) 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の公表
 - (4) レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況
 - (5) 令和8事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び収入支出予算並びに令和8事業年度各特別会計予算、事業計画及び資金計画等の認可
- 4 定例報告
 - (1) 令和8年度前期高齢者納付金等徴収決定額等
 - (2) 令和8年2月審査分の審査状況
 - (3) 令和8年3月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (4) 令和8年3月理事会議事録の公表

第5回 健康食品安全対策委員会（プロジェクト） 議事次第

令和8年4月9日（木）

14:00～16:00

日本医師会館503会議室

（オンライン併用）

1. 開 会
2. 委員長、副委員長 挨拶
3. 担当役員 挨拶
4. 資料確認
5. 審 議
 - (1) 会長諮問に対する答申についての検討
 - ① 報告書の原案について（健食0503）
 - ② 啓発資料について（健食0504）
 - ③ その他
6. 閉 会

第5回 健康食品安全対策委員会（プロジェクト委員会）出席者名簿

委員会	氏名	役職
web	あさひな あきひこ 朝比奈 昭彦	日本皮膚科学会理事 ／東京慈恵会医科大学附属病院皮膚科診療部長・教授
日医	あべ きぬこ 阿部 絹子	日本栄養士会常務理事
日医	うめがき けいぞう 梅垣 敬三	元 昭和女子大学食健康科学部教授
日医	おおき りえこ 大木 理恵子	東京都健康安全研究センター企画調整部食品医薬品情報担当課長
欠	おくはら つよし 奥原 剛	東京大学大学院医学系研究科医療コミュニケーション学分野准教授
日医	おざき はるお 尾崎 治夫	東京都医師会会長／おざき内科循環器科クリニック院長
web	かなめ しんや 要 伸也	日本腎臓学会功労会員／吉祥寺あさひ病院副院長
日医	かんざき ひろこ 神崎 寛子	岡山県医師会副会長／神崎皮膚科院長
web	かんとう たつや 考藤 達哉	日本肝臓学会常務理事 ／国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター研究センター長
日医	さんじょう のりお 三條 典男	山形県医師会副会長／医療法人三條医院院長・理事長
web	すずき りょう 鈴木 亮	日本内科学会評議員／東京医科大学糖尿病・代謝・内分泌内科学教授
web	たきやま よしゆき 滝山 義之	北海道医師会理事／旭川市医師会会長
日医	とみなが こうじ 富永 孝治	日本薬剤師会常務理事／りぼん薬局代表取締役
web	なかやま かずひろ 中山 和弘	聖路加国際大学大学院看護情報学教授
欠	にしざき やすひろ 西崎 泰弘	東海大学ウェルビーイング研究所所長 特任教授

(計15名、氏名五十音順、敬称略)

<日本医師会担当役員>

出 かくた とおる 角田 徹 副会長
 出 ふじわら よしまさ 藤原 慶正 常任理事（主担当）
 欠 みやかわ まさあき 宮川 政昭 常任理事（副担当）

<日医総研>

出 みずたに わたる 水谷 渉 主任研究員（弁護士）

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年4月8日（水）11：30～12：20
場 所：日本薬剤師会 第一会議室
出席者：岩月会長、原口副会長、上野専務理事

内容・提出資料：

1. 処方箋情報送信端末「NB-Station」の導入に係る連携について

（令和8年4月7日 日薬情発第7号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

「N-Bridge」※1と「NB Station」※2の開発および提供に関する本会と（株）ファルモの連携開始については、昨年10月にプレスリリースを行ったが、この4月より、「N-Bridge」、「NB Station」のサイトを公開し、正式に「NB Station」の申込受付を開始した（「N-Bridge」は4月下旬開始）。

「NB Station」の申込受付、提供開始に先立ち、日本病院薬剤師会の武田会長を訪問し、本事業の趣旨および、昨今、一部の営利企業が提供する処方箋送信端末等の導入において看過し得ない課題が顕在化していることなどについてご説明の機会をいただいた。医療機関で処方箋送信端末を導入する場合は、地域薬剤師会と連携いただくよう、同会会員への周知について、ご協力を依頼申し上げた。

本会会員に対しては、この旨と、患者による薬局の適切な選択に資する環境の整備および地域医療を支える基盤づくりの観点から、「NB Station」の導入を進める場合には、地域の実情に応じて都道府県病院薬剤師会等の関係団体とも適宜連携のうえ、処方箋送信環境の整備が円滑に進むようご配慮いただくことについて、都道府県薬剤師会を通じ周知を行った。

※1 「N-Bridge（エヌ・ブリッジ）」

電子お薬手帳「eお薬手帳3.0」を基盤とした公正かつ中立な薬局DX基盤サービス。処方箋受付の一元化管理、採用薬情報共有、電子お薬手帳、オンライン服薬指導などのこれからの薬局DXに必要な機能をワンパッケージにまとめ、加えて医薬品発注など更なる効率化につながる機能がオプションとして選択可能となっている。

※2 「NB Station（エヌブーステーション）」

電子処方箋の普及を見据え、従来のFAX送信機の課題（管理の手間や電子処方箋未対応など）を解消する処方箋情報送信端末。東邦薬品（株）が長年培ってきた処方箋FAX送信システム「ENI（エニ）ファーマシー」の技術を基盤に、地域での処方箋データ連携をデジタルで推進する。特定の薬局への誘導を行わず、患者自身が希望する薬局を公正に選択できる環境を担保するとともに、地域医療を支える持続可能なインフラとして設計されている。

2. 【4/9 プレスリリースの事前情報提供】一般の方向け啓発資材 医療・健康情報の「鵜呑み禁止！」について

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

この程、くすりの適正使用協議会、日本製薬工業協会、日本薬剤師会は、3団体で協働し、医療・健康情報を見極めるコツをまとめた、一般の方向けの啓発資材「情報の鵜呑み禁止！」を制作した。明日4月9日に3団体同時にプレスリリースを行うが、事前に情報提供させていただきます。

昨今、医療・健康に対する関心が高く、インターネットをはじめ様々な情報源から情報を得ている方が多いが、それらの中には科学的根拠に乏しい情報も散見される。本資材が、ご自身や家族の健康を守るために、医療・健康情報の見極め方のコツ「み・き・き」（「みきわめる」「きく」「きめる」）を身につける一助となることを期待し制作したもの。

本資材はパワーポイント版（台本付・スライド26枚）とチラシ（A4判・両面1枚）の2種類があり、明日11時以降、3団体のホームページからダウンロードができるようになる。パワーポイントのノート部分には台本が付いており、来局者、一般の方が参加される市民講座などでご活用いただくよう、本会会員に周知予定である。

主な質疑応答は以下のとおり。

【「NB Station」について】

記者：4月から受付が始まり、現場の反応はいいか。また、導入先は、もともと設置が無い、あるいは、設置はあるが切り替え、どちらなのか。

原口副会長：沖縄が先行している状況だが、地域や会員への説明はこれからとなる。順次導入が進んでいくと思うが、当然、別の機器を導入される地域もある。本会としては、公正かつ中立な仕組みであり、患者が適切に薬局を選択できる「NB Station」を推奨している。導入先は、元々設置無し、切り替えの両方である。

記者：看過し得ない課題、不適切な事例というのは具体的にはどういった内容か。

原口副会長：患者が処方箋を送信する際、契約料を支払った薬局が優先的に表示されたり、薬局に対して高額な手数料を課したりするシステムを一部の業者が提供している事例がある。患者の自由な薬局選択を阻害し、薬局の経営を圧迫する状況は、地域医療提供体制の持続可能性を損なうことにつながる。

記者：患者が自由に薬局を選択できないなど、不適切な事例について調査を行う予定はあるか。

原口副会長：地域薬剤師会に対しては、ニーズに関するアンケートは行う予定である。その中にそういった項目も含まれている。

【日薬会長2期目を前に】

記者：2期目はどのように臨まれるか。

岩月会長：調剤については地域住民のために入口から出口まで全て薬剤師が責任を持つ、その仕事をどのように残し、次の世代に受け渡すか、それに尽きる。

【日薬副会長選挙のあり方について】

記者：3月の総会で行われた副会長選挙について、6月の総会と併せ2回の信任を得るというプロセスの見直しは検討されているか。

岩月会長：会長に就任後すぐに問題提起し、検討を継続中である。結論は出す。

原口副会長：副会長まで選任している都道府県薬剤師会は少ない。都道府県知事も市長もトップを決めるのみで一体的な組織運営につながっているのではないか。

その他、上野専務理事より、中東情勢により現場でどのようなことが起きているのか、起きそうなのか、状況を把握していく予定であると述べられた。

次回の定例記者会見は、令和8年4月22日（水）13：00～を予定。